

＜大規模集客施設用＞（映画館運営事業者用）

別紙 1

静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）支給申請書

静岡県へのまん延防止等重点措置を実施すべき区域の指定に伴い、知事が定めた区域内への営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだので、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給を申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和3年 月 日

（宛先）静岡県知事 様

申請事業者 住所
 名称
 代表者 職氏名
 記

□にレ点でチェックを入れてください。

申請企業（者）の情報	申請事業者名 （法人名又は個人事業主名）	フリガナ 名称										
	中小企業／大企業であることの確認	資本金 （又は出資金）	万円	業種分類（※1）						常時雇用する従業員数	人	
	申請者の種別 選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号						代表者の生年月日			
		<input type="checkbox"/> 個人事業主	住所（※2）						生年月日			
区分	<input type="checkbox"/> 中小企業又は個人事業主					<input type="checkbox"/> 大企業						
担当者	担当者名	所属						フリガナ 氏名				
	担当者連絡先	固定電話						携帯電話				

※「住所」は、添付の本人確認資料記載の住所と相違無いようにしてください。

協力金	取組内容	静岡県からの営業時間短縮要請に応じ、対象期間中、午後9時から翌朝午前5時までの営業を行わず、飲食を提供する場合は、酒類の提供も終日行いませんでした。									
	申請金額（※） 千円未満を切捨て	合計				円	協力店舗数				箇所

※複数の店舗が対象の場合、申請金額の欄には、合計金額（③施設あたりの協力金を合計、千円未満を切捨て）を記入してください。

協力金振込先口座	（個人事業主の場合は申請者本人名義、法人の場合は当該法人の口座に限ります）											
振込先金融機関名						本・支店名						
銀行・信金・農協						本店						
労金・信組						支店						
金融機関・支店コード				預金種別	口座番号（右詰めで記入）				※預金種別については、 1:普通、2:当座、7:別段 のいずれかの数字を記入			
口座名義人（カナ） 30文字まで												

◆対象施設の情報

対象施設 (1店舗目)	フリガナ					電話番号		
	施設名					電話番号		
	住所					営業内容		
	延べ床面積	m ²	①自己利用部分面積	m ²	②面積単位			
	協力期間	営業時間短縮の開始日	から		営業時間短縮の終了日	令和3年8月19日 まで		
	定休日			協力日数	日			
○大規模施設運営事業者向け（映画館運営事業者用）協力金算定シートから協力金合計額（4）を転記してください。								
						③協力金合計 算定シート（4）を転記	円	

※下記により記入してください。

- ①自己利用部分面積（m²）・・・大規模施設運営事業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、要請に応じ営業時間の短縮を行った部分の面積。（上映室（スクリーン）は自己利用部分面積に含めることができます。）
 <以下は自己利用部分面積に含みません>
 テナント事業者の区画面積、生活必需品の販売等を行う業者の区画面積、特定百貨店店舗の区画面積、階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積
- ②面積単位
 ...①で記載した面積1,000m²ごとに1として記載、ただし、1,000m²以下は1とみなします
 (例1) 2,800m²→2、(例2) 950m²→1

◆対象施設の情報

対象施設 (2店舗目)	フリガナ					電話番号		
	施設名					電話番号		
	住所					営業内容		
	延べ床面積	m ²	①自己利用部分面積	m ²	②面積単位			
	協力期間	営業時間短縮の開始日	から		営業時間短縮の終了日	令和3年8月19日 まで		
	定休日			協力日数	日			
○大規模施設運営事業者向け（映画館運営事業者用）協力金算定シートから協力金合計額（4）を転記してください。								
						③協力金合計 算定シート（4）転記	円	

※下記により記入してください。

- ①自己利用部分面積（m²）・・・大規模施設運営事業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、要請に応じ営業時間の短縮を行った部分の面積。（上映室（スクリーン）は自己利用部分面積に含めることができます。）
 <以下は自己利用部分面積に含みません>
 テナント事業者の区画面積、生活必需品の販売等を行う業者の区画面積、特定百貨店店舗の区画面積、階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積
- ②面積単位
 ...①で記載した面積1,000m²ごとに1として記載、ただし、1,000m²以下は1とみなします
 (例1) 2,800m²→2、(例2) 950m²→1

※3店舗以上を運営している場合は、この面をコピーして使用してください。